

|  |  |
| --- | --- |
| 発行責任者：釧路市役所ユニオン青年部長 | |
| 第７号 | ２０１４年１１月１８日 |
| 【連絡先】書記長　谷　：23-5185 (1441)  副部長 小山：31-4557 (4266)  副部長 細川：31-4555 (4226) | |

**青年部ニュース**

**すごくお金が減るはずだったんです！！**

　１０月３１日～１１月１７日まで

**「組合」と「当局」**

　が賃金についての交渉をしました。

（交渉では、今年度と次年度の賃金や制度を決定します。）

**≪人事院勧告のポイント≫**

**１　賃金の０．３％引き上げ**

**２　給与制度の総合的見直し**

**地域間配分の見直し：都市部に働く人たちに地域手当を支給**

**世代間配分の見直し：高年齢層の賃金を削減**

**若年層の賃金を増やす**

人事院：国家公務員の賃金を決める機関

⇒　地方自治体（釧路市）は、人事院勧告に準ずる。

**１１月１７日 第４回市労連団体交渉**

**青年部長　板垣　早百合**

**「職員監」に対して**

**要請書を提出！！**

今まで、「独自削減してきたのに、賃金が下がることは納得できない！」

などの私たちの声が書かれた「給与制度の総合的見直し」を反対する要請書を提出しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 当初提案 | 最終回答 |
| 独削給料表平均0.3％引き上げ改定なし | ⇒　独削給料表平均0.3％引き上げ改定 |
| 本則給料表平均1.9％引き下げ | ⇒　提案とおり |
| 一時金（ボーナス）0.15ヶ月引き上げ | ⇒　提案とおり |
| 昇給の抑制 | ⇒　導入をしない（実質白紙撤回） |
| 55歳を超える給与月額等の減額支給廃止 | ⇒　提案とおり |

独削給料表：独自削減された給料表＝毎月もらっている賃金を算出する表

本則給料表：独自削減されない場合の給料表＝今は、一時金を算出するための表

　組合がない場合、提案を全て呑み込み削減されるはずだったけれども……

私達は、組合があるから交渉し、権利を勝ち取ることが出来ます。

　「組合に加入している意義がわからない」との声も出されていますが、組合には重要な役割があります。

一致団結し組合活動を

　　　　　　　　がんばりましょう！！